

ARIBの動き

11月1日から特定周波数終了対策業務を開始

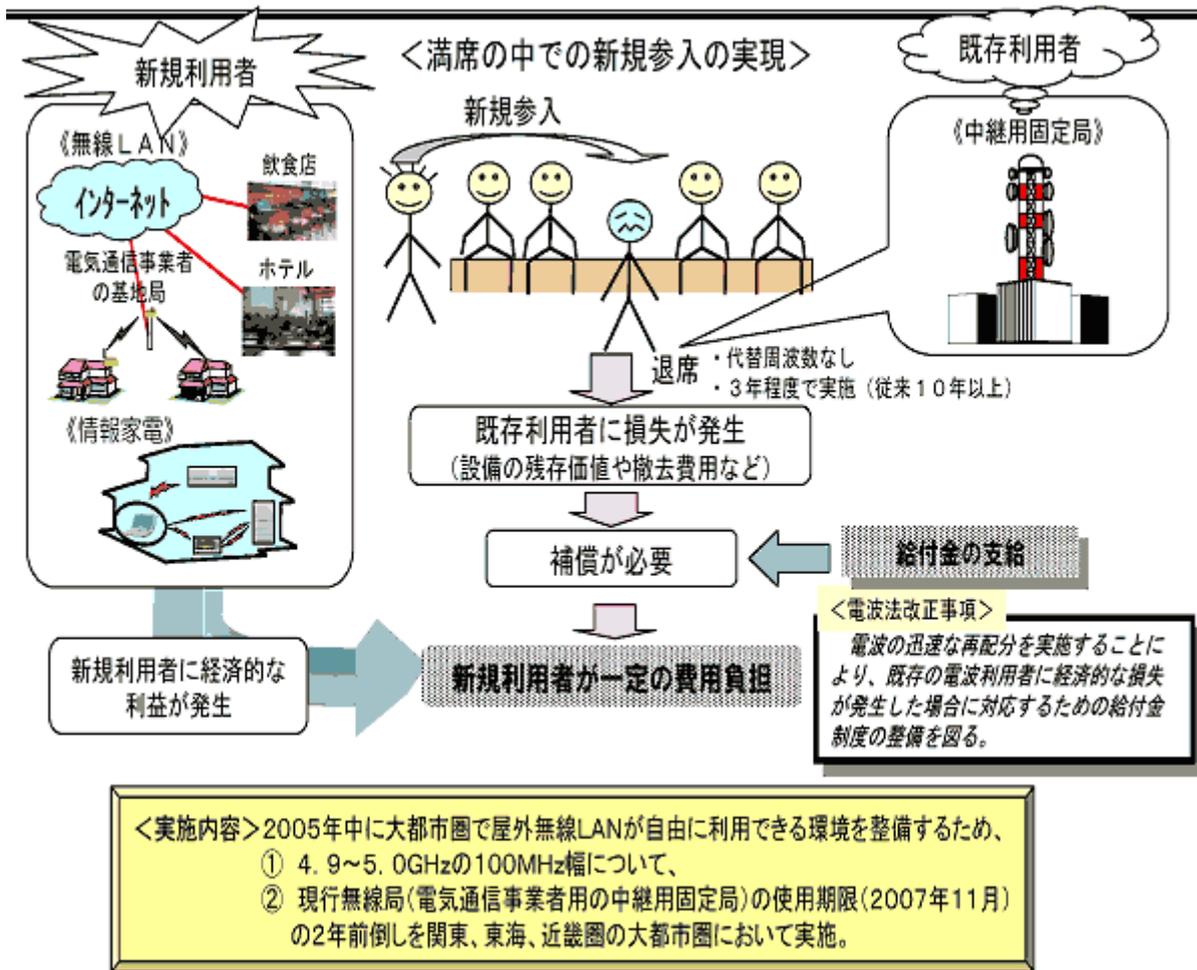
本年7月の電波法改正により、電波再配分のための給付金制度が導入されました。これは、新たな無線システムの円滑な導入のため周波数割当計画を変更し既存無線局の使用する周波数の使用期限を定める場合、既存の無線局において周波数を変更し、又は無線局を廃止することになりますが、このような早期に使用期限が到来することにより通常生ずる費用に充てるための給付金を支給すること等を行うことができるようにするものです。

ARIBでは、この「特定周波数終了対策業務」を行う機関（登録周波数終了対策機関）としての登録を行いました。9月17日に、この制度が初めて適用される関東、東海、近畿地域の4.9GHz～5.0GHz帯を使用する固定マイクロ無線局に対する給付金の支給等の業務を行う機関として指定を受け、同日付けで周波数終了対策部を設置しました。この度、総務省の業務開始日を定める告示があり、11月1日から業務を開始しました。

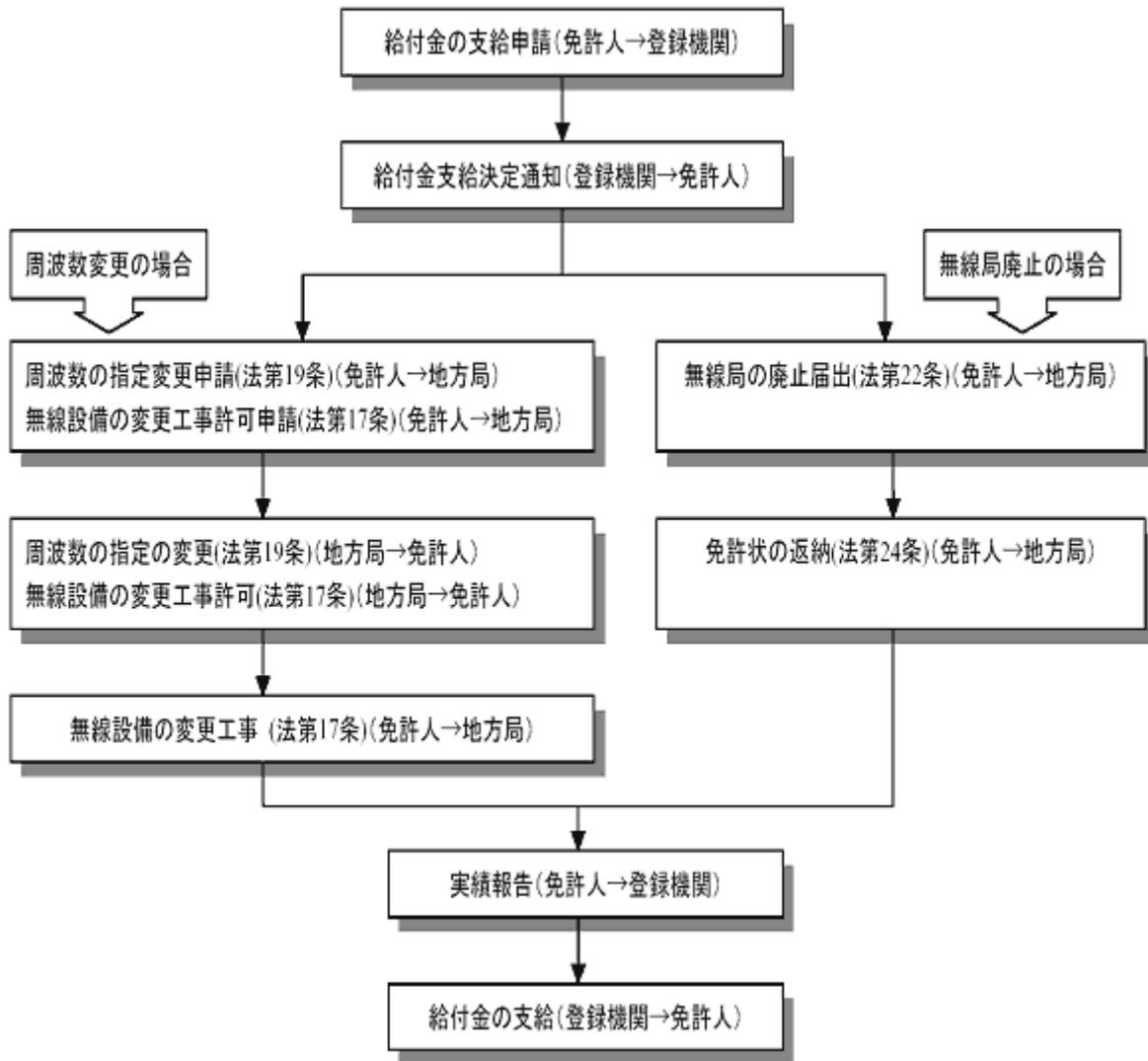
給付金支給の対象となる事業者の方々には10月29日に説明会を開催しましたが、この制度や業務についてご質問等がある方は、周波数終了対策部 仲川(電話 03-5510-8598 ファクシミリ 03-3592-1103)にお問い合わせ下さい。

<特定周波数終了対策業務の位置づけ>

電波の再配分のための給付金制度の導入



＜特定周波数終了対策業務の流れ＞



第101回業務委員会が開催される

第101回業務委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

1 日時 平成16年11月10日（水）午後2時から3時30分まで

2 場所 当会第2会議室

3 議事概要

(1) 事務局から、10月14日（日本時間15日）にワシントンDCにおいて日米政府間で交換された、電気通信分野を含む各分野に係る規制改革及び競争政策についての要望書の説明があった。

(2) 事務局から、アナログ周波数変更対策業務について 1)一般受信者向けの受信対策の状況及び 2)送信設備に係る給付業務の状況の報告があった。

(3) その他

ア 事務局から、最近の当会の活動状況について説明があった。

イ 事務局から、英国大使館科学技術セミナー「英国におけるGPS携

帯位置情報サービス技術について」の紹介があった。

ウ 次回の業務委員会は、平成16年12月8日（水）午後4時から開催することとなった。

電波行政の動き

「電波利用料の料額算定に関する具体化方針（案）」に関する意見の募集
(11月8日付総務省報道発表より)

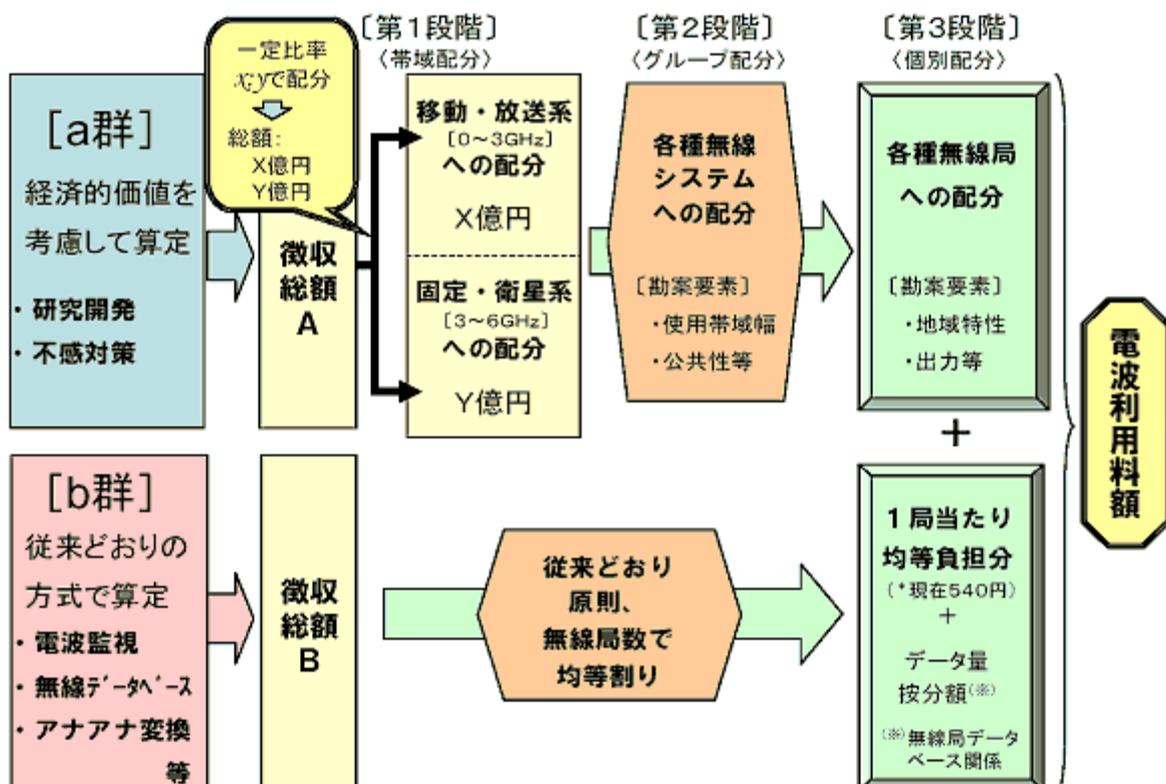
総務省では、一昨年1月から「電波有効利用政策研究会」（座長：多賀谷一照 千葉大学学長補佐・法経学部教授）を開催してまいりました。本研究会では、IT革命の推進を図る観点から、新たな電波ニーズに迅速かつ的確に対応するための電波の有効利用方策について検討を行い、「電波有効利用政策研究会最終報告書」を取りまとめ、本年10月1日に公表いたしました。

このたび、同報告書を踏まえ、「電波利用料の料額算定に関する具体化方針（案）」を取りまとめましたので、広く国民の皆様等から意見を募集いたします。

意見募集は、平成16年11月26日(金)午後5時までです。

詳細は、総務省のホームページ<http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041108_1.html>を参照して下さい。

<料額算定の基本的な流れ（具体化方針案より）>



小電力無線システム委員会の報告（案）に対する意見の募集
（高出力型950MHz帯パッシブタグシステムの技術的条件）
（11月12日付総務省報道発表より）

情報通信審議会情報通信技術分科会小電力無線システム委員会（主査：中川正雄慶応義塾大学教授）は、平成16年7月より移動体識別システム（UHF帯電子タグシステム）の技術的条件について審議を行って参りましたが、このたび、報告（案）（別添（PDF）のとおり）をとりまとめました。つきましては、本報告（案）に関して広く国民の皆様から以下の要領で意見を募集致します。

募集期限は、平成16年12月2日（木）午後5時までです。

詳細は、総務省のホームページ<http://www.soumu.go.jp/s-news/2004/041112_3.html>を参照して下さい。

欧州電気通信／放送の動き

仏携帯市場、大幅成長
【La Tribune,2004/10/26】

ART（仏電気通信規制機関）が10月25日に発表したところによると、2004年第3四半期の新規携帯加入者数は62万6800人で、9月末時点での携帯加入総数は4287万人に達した。前年同時期比では、加入者総数は6.8%増加し、総人口比での普及率は71.1%となった。但し、地方毎のばらつきが大きく、イル・ド・フランス地方（首都圏）の普及率が101.6%（加入者の一部は2つの加入契約を持っていることを意味する）に達しているのに対し、オーベルニュ地方や、ブルターニュ地方では50%程度に過ぎない。加入者増に加えて、携帯事業者の月間電気通信事業収入も増加している。SMSの送信数も順調に伸びており、加入者毎の月平均送信数は21.6通、第3四半期の総送信数は27億通に達した。

仏上院、字幕の一般化を要求
【Le FIG-ECO,2004/10/26】

上院は、身障者の「権利と機会の均等」に関する法案の枠内で、聴覚障害者向けにテレビ番組の字幕を増やすことを狙いとする4つの修正案を採択した。これによると、「年間平均視聴率がテレビ放送サービス全体の2.5%を超えるテレビ放送サービスについては、5年間以内に、広告を除く番組の全てに字幕をつけることを義務付ける」ことが規定されている。上院の見積もりによると、

字幕のコストは1時間当たり1400ユーロに上る。

訂正とお詫び

11月16日発行のARIB NEWS No.469号において、2頁と3頁の内容が入れ替わっていました。訂正するとともにお詫び申し上げます。

編集後記

電波産業年鑑の「電波産業の海外動向」に関するデータ収集の観点で、ITUの統計データ（最近主要国の欠落項目が目立つ）に依存するだけでなく、主要国については、各国ホームページからデータ収集できないかと思い、最近、海外の電気通信行政機関・規制機関のホームページを少し覗いています。

最初に訪問した仏ART（電気通信規制機関）には英語のHPがあり助かりました。ART、英国OFCOM(情報通信庁)とも、4半期ごとに電気通信市場データを公表しており、裏づけデータとして利用できそうです。独RegTP（電気通信郵便規制庁）も、英語のHPがありましたが、なにしろ郵便機能も包含しているので、簡単には目的にたどりつかないようで躊躇しています。米FCCはシンプルな構造で、すべての情報が時系列にならんでおり、時間をたどればすべての政策・データにたどり着くようになっています。近々でも「光ファイバー敷設促進」、「電力線利用のブロードバンドアクセス実用化」、「IP電話の規制権限の所在」などブロードバンド促進の一連の施策が見られ、初めて見た私には、米国のBB政策が動いていることを感じさせるものでした。

(K.K)

[ページの先頭に戻る ▲](#)